

第6 「消費税法等の施行に伴う法人税の取扱いについて」 通達関係

平成元年3月1日付直法2-1「消費税法等の施行に伴う法人税の取扱いについて」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(特定課税仕入れに係る消費税等の額)</u></p> <p><u>5の2 消費税法第5条第1項(納税義務者)に規定する特定課税仕入れ(以下「特定課税仕入れ」という。)の取引については、取引時において消費税等の額に相当する金銭の受払がないのであるから、その取引の都度行う経理処理において当該特定課税仕入れの取引の対価の額と区分すべき消費税等の額はな</u> <u>いことに留意する。</u></p> <p><u>ただし、法人が当該特定課税仕入れの取引の対価の額に対して消費税等が課せられるものとした場合の消費税等の額に相当する額を、例えば、仮受金及び仮払金等としてそれぞれ計上するなど仮勘定を用いて経理処理することとしても差し支えない。</u></p> <p>(仮払消費税等及び仮受消費税等の清算)</p> <p>6 .....</p> <p>.....<u>仮受消費税等の金額(特定課税仕入れの消費税等の経理金額を含む。)</u>から<u>仮払消費税等の金額(特定課税仕入れの消費税等の経理金額を含み、控除対象外消費税額等に相当する金額を除く。)</u>を控除した金額.....</p> <p><u>(注) 特定課税仕入れの消費税等の経理金額とは、5の2(特定課税仕入れに係る消費税等の額)のただし書により、特定課税仕入れの取引に係る消費税等の額に相当する額として経理した金額をいう。</u></p> <p><u>(登録国外事業者以外の者との取引に係る仮払消費税等の金額)</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(仮払消費税等及び仮受消費税等の清算)</p> <p>6 .....</p> <p>.....<u>仮受消費税等の金額から仮払消費税等の金額(控除対象外消費税額等に相当する金額を除く。)</u>を控除した金額.....</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>14の2 税抜経理方式を適用している法人が行う取引のうち、登録国外事業者以外の国外事業者から受けた事業者向け以外の電気通信利用役務の提供の取引に係る仮払消費税等の金額（以下「未登録国外事業者に対する仮払消費税等の金額」という。）は、全額が控除対象外消費税額等となることに留意する。</u></p> <p><u>この場合の当該仮払消費税等の金額の取扱いについては、それぞれ次のことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>未登録国外事業者に対する仮払消費税等の金額が当該法人の資産に係るものである場合には、令第139条の4の規定の適用を受けることができる。</u></p> <p>(2) <u>未登録国外事業者に対する仮払消費税等の金額が当該法人が支出した交際費等に係るものである場合には、12(交際費等に係る消費税等の額)の注2の取扱いによる。</u></p> <p><u>(注)1 登録国外事業者とは、所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）附則第39条第1項(国外事業者の登録等)の規定により登録を受けた事業者をいい、国外事業者とは、消費税法第2条第1項第4号の2(定義)に規定する国外事業者をいう。</u></p> <p><u>2 事業者向け以外の電気通信利用役務の提供とは、同項第8号の3に規定する電気通信利用役務の提供のうち、同項第8号の4に規定する事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するもの以外のものをいう。</u></p> <p>(連結納税に係る取扱い)</p> <p>15 .....            ..... <u>2から14の2まで</u> ..... <u>2から14の2まで</u> .....            .....</p>	<p>(連結納税に係る取扱い)</p> <p>15 .....            ..... <u>2から14まで</u> ..... <u>2から14まで</u> .....</p>

改 正 後	改 正 前
(1) .....	(1) .....
(2) .....	(2) .....
(注) .....	(注) .....